

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十八年十一月十五日から同月二十八日までの間縦覧に供します。

平成二十八年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
農事組合法人ほたるの郷	宇陀郡御杖村大字菅野三〇三二番地	宇陀郡御杖村大字菅野四一九三番ほか四筆	
上野 修市	桜井市大字戒重四七七番地の一	桜井市大字山田二一六八番ほか五筆	
吉川 磨佐弘	高市郡明日香村大字八釣三五番地の三	桜井市大字山田七四一番ほか八筆	
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四五番地	桜井市大字東新堂五五五番一	
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四五番地	桜井市大字新屋敷五六番一ほか六筆	
奈良ジェイエイサービス株式会社	奈良市大森町五七番地の三	橿原市吉田町二四番一ほか一〇筆	

二 申請年月日

平成二十八年十一月二日